

## 上越市パブリックコメント条例逐条解説

### (目的)

**第1条** この条例は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号。以下「自治基本条例」という。）第22条第3項の規定に基づき、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定め、市の政策の立案等の段階において広く市民の意見を聴く手続をとることにより、市民との情報共有及び市民参画を推進し、もって公正で開かれた市政運営に資することを目的とする。

### 【趣旨】

- この条は、この条例が規定する概要と制定の目的を明らかにするものである。

### 【解釈・運用】

- この条例は、平成20年4月に施行された上越市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第22条の規定に基づき、現在要綱に基づき実施しているパブリックコメントについて、条例を根拠とする制度に移行するため制定するものである。
- 要綱では「市民との協働」をパブリックコメントの目的としていたが、自治基本条例において、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、見直し等の段階における意思形成にかかわることを「市民参画」と明記し、パブリックコメントを自治の基本原則である市民との情報共有と市民参画を図るための制度の一つと位置付けている。また、自治基本条例第15条では、市政運営は、これらの自治の基本原則に則り行われる必要があるとされており、このことから、この条例の目的を「市民との情報共有及び市民参画を推進し、もって公正で開かれた市政運営に資すること」とするものである。
- 手続の名称については、この条例の制定に当たり実施した市政モニターへのアンケートやこの条例の策定のために実施した市民検討会において、カタカナ表記の「パブリックコメント」は分かりにくいという意見があった。しかし、自治基本条例第22条の見出しで「パブリックコメント」の用語を用いていることや、自治基本条例の制定過程で設けられた「みんなで創る自治基本条例市民会議」の班別討議の中で、「意見公募手続」とすると広報上越の意見募集などと混同しやすいとの意見があったことから、「パブリックコメント」の用語を用いることとしたものである。
- これらの経緯を踏まえ、市民にこの制度の周知、浸透を図るために、運用の段階においては、「パブリックコメント（市民意見公募手続）」と補記することとする。

(定義)

**第2条** この条例において「パブリックコメント」とは、市の基本的な計画、重要な条例等の立案等の段階において、市長等がこれらの案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、広く市民から意見を募り、提出された意見を尊重し、意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

**2** この条例において「市民」とは、自治基本条例第2条第2号に掲げるもの及びパブリックコメントの対象となる計画、条例等に関し利害関係を有するものをいう。

【趣旨】

- この条は、この条例を解釈する上で、重要な用語の意義を明らかにするものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- この項は、パブリックコメントについて定義するものである。
- パブリックコメントは、次の前提と①～④の4つの行為で構成される。

(前提)

市の基本的な計画、重要な条例等の立案等の段階において、

(行為)



- ① 計画等の案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、
- ② 公表した案について広く市民から意見を募り、
- ③ 提出された意見を尊重し、意思決定を行うとともに、
- ④ 意見に対する市長等の考え方を公表する。

- 「立案等」とは、自治基本条例第2条第4号に規定する立案及び見直しのことをいう。
- 「意見を尊重し」とは、提出された意見について計画等に反映するよう、真摯に検討を行うことをいう。
- 「意思決定を行う」とは、提出された意見について真摯に検討を行った結果、計画等の案を修正するかどうかを含め計画等の最終的な案を決めることをいう。
- 「考え方を公表する」とは、意思決定を行った結果、計画等の案を修正した場合には修正後の案とその理由を、計画等の案を修正しなかった場合には修正しなかった理由を明らかにすることをいう。

(第2項)

- この項は、計画等の案に対して意見を提出することができる「市民」について定義するものである。
- 「自治基本条例第2条第2号に掲げるもの」とは、次のアからエまでの人や団体及びこれらに準ずると認められる人や団体のことをいう。
  - ア 市の区域内に居住する個人
  - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
  - エ 市の区域内に存する学校に在学する個人
- 「パブリックコメントの対象となる計画、条例等に関し利害関係を有するもの」とは、個別の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、市に生活の本拠はないが市の区域内に土地を所有している地権者や、ふるさと納税制度により市へ寄附する人や会社などが想定される。
- 第1項の「パブリックコメント」及び第2項の「市民」以外の用語は、自治基本条例の用語と同意義で用いるものである。
- 「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関を総称したもので、市が設置する公営企業（ガス水道局）は、執行機関である市長に含まれるものである。
- 「市民参画」とは、自治基本条例第2条第4号に規定するもので、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案及び見直しの段階における意思形成にかかわることをいう。

**(対象計画等)**

**第3条** 市長等は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定、変更若しくは改正又は廃止を行うときは、パブリックコメントを実施しなければならない。

- (1) 市の憲章、宣言又は基本的な計画若しくは指針
- (2) 市の理念又は基本的な制度を定める条例
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例又は規則（金銭の徴収に関するものを除く。）
- (4) 広く公共の用に供する施設の整備に関する構想又は計画
- (5) その他パブリックコメントを実施することが適当と市長等が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由を公表して、パブリックコメントを実施しないことができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 法令等により縦覧その他パブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続を義務付けられているもの

(3) 市民の生活及び事業活動に影響を及ぼさない軽微なもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求の手続を経て制定改廃する条例

#### 【趣旨】

- この条は、パブリックコメントの対象とする案件を明確にし、市長等にその実施を義務付けるとともに、特定の理由に該当することによりパブリックコメントを実施しない場合にあっても、その理由を公表することを義務付けるものである。

#### 【解釈・運用】

（第1項）

- 第1号の「憲章」とは、市政全般又は市政の特定の分野において根幹となる原則をいう。現在制定されているものとしては、上越市市民憲章、上越市民ごみ憲章、上越市民みどりの憲章がある。
- 第1号の「宣言」とは、市政全般又は市政の特定の分野において外部に表明する方針をいう。現在制定されているものとしては、非核平和友好都市宣言、地球環境都市宣言、男女共同参画都市宣言、人権都市宣言がある。
- 第1号の「基本的な計画若しくは指針」とは、市政全般又は市政の特定の分野における基本となる考え方や進むべき方向、採るべき方策等を定めるものをいう。現在策定されている主なものとしては、次のものがある。

上越市総合計画、新市建設計画、上越市国民保護計画、上越市地域防災計画、上越市交通安全計画、上越市環境基本計画、上越市男女共同参画基本計画、上越市人にやさしいまちづくり推進計画、上越市食育推進計画、上越市総合教育プラン、公共建築物ユニバーサルデザイン指針

- 第2号の「市の理念又は基本的な制度を定める条例」とは、市政全般又は市政の特定の分野における基本となる考え方や進むべき方向、採るべき制度や施策等を定める条例をいう。現在制定されている主なものとしては、次のものがある。

上越市自治基本条例、上越市人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越

市を築く条例、上越市人にやさしいまちづくり条例、上越市食料・農業・農村基本条例、上越市景観条例、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例、上越市地域自治区の設置に関する条例、上越市男女共同参画基本条例、上越市環境基本条例、上越市子どもの権利に関する条例、上越市食育推進条例

- 第3号の「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例又は規則」とは、罰則を定める条例など市民の権利や生活に重大な影響を及ぼす条例及び規則をいい、現在制定されている主なものとしては、次のものがある。

上越市自然環境保全条例、上越市特別用途地区建築条例、上越市景観条例、上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、上越市生活環境の保全等に関する条例、上越市大規模開発行為の適正化に関する条例

- 「規則」を含むこととしたのは、地方自治法の規定により、法令に特別の定めがある場合は、条例によらず市民に義務を課し、又は権利を制限することができるとしており、一般に法律又は政令に根拠がある場合は、規則で市民に義務を課し、又は権利を制限することができるためである。
- 第3号の「金銭の徴収」とは、市税（国民健康保険税を含む。）、分担金、使用料、手数料などの徴収のほか、介護保険料、保育料などの法令に基づく各種負担金、加入金などの金銭の徴収に関することをいう。
- 次の条例や規則は、市長等の内部の事務について定めるものであり、第2号の「市の理念又は基本的な制度を定める条例」や第3号の「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例又は規則」に該当しないことから、パブリックコメントの対象とはならないものである。

- ① 市長等の機関について定める条例及び規則（上越市行政組織条例、上越市特別職報酬等審議会条例、上越市住居表示審議会設置条例など）
- ② 職員及び職員の給与、勤務条件等について定める条例及び規則（職員定数条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例など）
- ③ 市の財務について定める条例及び規則（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、上越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、上越市財務規則など）

- 第4号の「公共の用に供する施設」とは、市民が利用する集会施設や観光施設、福祉施設などの公の施設のほか、市役所の庁舎などをいう。
- 第4号で「広く公共の用に供する」としたのは、集落や団地内の生活道路や公園、ガ

ス水道管、下水道管等の新設、改良については、一般的にその利用が主にその地域の住民や家庭に限られると考えられることから、これらの施設に関する計画等についてパブリックコメントの対象から除く趣旨である。これらの施設であっても関係者等からパブリックコメント以外の方法で意見を聴くよう努めることは当然のことである。

- 第4号の「整備」とは、新設や増設、改築のほか施設の主要な部分について行う大規模な模様替えをいう。したがって、現在ある道路の路盤改良や舗装の新設、公園等にある設備の更新、土木施設等の災害復旧など、現在ある施設の維持、復旧、機能の改良を含むものではない。
- 第4号で「構想又は計画」としたのは、できるだけ初期の段階にパブリックコメントを実施することで、施設の位置や機能の配置等に市民の意見を反映することができるようにするためである。
- 行政手続法によりパブリックコメントの実施の努力義務が課されている審査基準、処分基準及び行政指導指針については、第5号の規定により、必要に応じて実施するものである。

(第2項)

- この項は、パブリックコメントを実施しないことができる事項を明らかにするとともに、パブリックコメントを実施しない場合においても、市長等にその理由の公表を義務付けるものである。
- 第1号の「緊急を要するもの」とは、災害その他の緊急事態により市民の生活や事業活動に影響を及ぼす規制を短時間に策定する必要がある場合など、時機を逸することで効果が薄れ、公益を確保することができなくなるおそれのあるものに限られ、事務の遅滞によりパブリックコメントを実施する暇がないことを理由とすることはできないものである。
- 第2号の「縦覧」とは、都市計画法に基づき実施する都市計画の案の縦覧などをいう。
- 第2号の「その他パブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続」とは、上越市景観条例により開催が義務付けられている公聴会など、法令や条例で義務付けられている市民の意見を聴く手続をいう。
- 第3号の「市民の生活及び事業活動に影響を及ぼさない軽微なもの」とは、法律や政省令、県条例等の改正に伴い、条例で使用している字句や引用している条項を改正する場合など、計画等の内容の変更により市民の活動に影響を及ぼさない用語等の修正や削除を行う場合をいう。
- 第4号の「直接請求の手続を経て制定改廃する条例」とは、市民の発意により議会に

提案される条例であり、市長等が修正を行うことができないことから、パブリックコメントの対象としないものである。

**(計画等の案の公表等)**

**第4条** 市長等は、計画等の案を公表するときは、市民が意見を提出することができる30日以上期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由により30日以上の期間を設けることができない場合は、その理由を公表して、30日を下回る期間とすることができる。

**2** 市長等は、計画等の案を公表するときは、市民が当該計画等の案の内容を理解することができるよう当該計画等の案の趣旨、概要その他必要と認める資料を添付し、その説明に努めるとともに、幅広く意見が提出されるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- この条は、計画等の案の公表及び意見の提出の期間を定めるほか、計画等の案に加えて趣旨、概要その他の資料の添付を市長等に義務付け、あわせて、計画等の案の説明と幅広い市民からの意見提出についての努力義務を明らかにするものである。

**【解釈・運用】**

(第1項)

- 意見の提出の期間は、行政手続法の規定により国の機関が実施するパブリックコメントの期間に倣い、計画等の案を公表した日を含めて30日以上とする。
- 30日を下回る期間とすることは、市民参画をする権利を制約することになることから、やむを得ない理由がある場合に限られなければならない。また、計画等の案の公表にあわせてその理由を公表しなければならないこととするものである。
- 「やむを得ない理由」とは、法律の成立から施行期日までの期間が短く、30日以上の意見提出期間を設けることができない場合などが想定されるが、その理由については、市民の理解が得られる合理的な理由でなければならない。したがって、事務の遅滞などの理由により、期間を短縮することはできないものである。
- また、市長等は、期間を短縮する場合にあっても、市民がパブリックコメントの実施を知り、計画等の案の内容を理解し、それに対する意見を提出するまでに最低限必要な期間を確保しなければならない。

(第2項)

- 「その他必要と認める資料」とは、計画等の案に関する図面や改正前と改正後の案を

比較した対照表など、市民が計画等の案を理解するために参考となる資料や計画等の案の作成経緯を示した資料をいう。

- 市長等は、パブリックコメントの計画等の内容に応じて、関係団体等に働きかけるなど市民から幅広く意見が提出されるよう努めなければならない。

#### **(意見の提出方法)**

**第5条** 市民は、公表された計画等の案に対する意見を提出するときは、住所又は所在地、氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）その他必要な事項を明らかにし、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長が適当と認める方法により意見を提出しなければならない。

#### **【趣旨】**

- この条は、計画等の案に対する意見を提出する方法を明らかにするものである。

#### **【解釈・運用】**

- 意見を提出する市民には、自治基本条例第6条第2項の規定により自分の意見に責任を持つ責務があることから、匿名による意見の提出は認めないこととする。
- 「その他必要な事項」とは、利害関係を有することなどをいう。
- 「その他市長が適当と認める方法」は、電報や信書などのほか、今後の技術やサービスの開発により考案される通信等の手段を想定している。
- 口頭による意見の提出は、意見の内容を正確に理解することができないおそれがあるため、原則、認めないこととする。ただし、高齢者や障害のある人などがやむを得ない理由により口頭による意見の提出を行う場合であって、面談により職員が記録し、意見を提出した本人が記録した内容を確認することができる場合には、内容が正確に伝わっていると考えられることから認めることとする。

#### **(意思決定を行う場合の意見の尊重)**

**第6条** 市長等は、提出された意見を尊重し、計画等の意思決定を行わなければならない。

#### **【趣旨】**

- この条は、自治基本条例第22条第2項の規定を確認するため、市長等が意思決定を行う場合における提出意見の尊重義務を明らかにするものである。

#### **【解釈・運用】**



- この条は、市長等に、市民から提出された意見について計画等に反映するよう真摯に検討を行い、意思決定を行うことを義務付けるものである。

**(意見に対する考え方の公表)**

**第7条** 市長等は、前条の規定により意思決定を行ったときは、速やかに提出された意見の内容（上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）第6条に規定する非公開情報を除く。）及び提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。この場合において、計画等の案を修正したときは、当該修正した内容をあわせて公表しなければならない。

**【趣旨】**

- この条は、市長等が意思決定を行った場合において、速やかに提出された意見に対する考え方等を公表する義務を明らかにするものである。

**【解釈・運用】**

- この条は、提出された意見を反映し、計画等の案を修正した場合には修正後の案とその理由を、計画等の案を修正しなかった場合には修正しなかった理由を公表することを市長等に義務付けるものである。ただし、計画等の案に対して賛否だけを表明する意見に対しては、市長等の考え方を公表することができない場合もあり得るものである。
- 「速やかに」としたのは、意思決定を行った計画等について、市議会への上程や計画等の実施など次の行為に移る以前に、できるだけ早く公表を行うためである。
- 上越市情報公開条例第6条に規定する非公開情報を除くこととしたのは、意見を提出した個人の住所、氏名を始めとする個人情報等を保護する必要があるためである。

**(公表の方法等)**

**第8条** 第3条第2項、第4条第1項及び前条の規定による公表は、市役所本庁、各区総合事務所、北出張所、南出張所その他市長が定める場所へ備え置くとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

**2** 市長等は、前項に規定する公表を行うときは、広く市民にその旨を周知しなければならない。

**【趣旨】**

- この条は、パブリックコメントに係る公表の方法を明らかにするものである。

## 【解釈・運用】

### (第1項)

- 市長等は、次の公表を行うときは、この項に定める施設に備え置くとともに、市のホームページに掲載して公表を行うものとする。
  - (1) パブリックコメントを実施しない場合の理由の公表（第3条第2項）
  - (2) パブリックコメントを実施する場合の計画等の案及び意見提出期間を短縮する場合の理由の公表（第4条第1項）
  - (3) 提出された意見に対する市長等の考え方の公表（第7条）
- 列記した施設以外の施設について、市長が定めることとしたのは、執行機関により公表場所が異ならないように、また、より多くの市民が意見を提出することができるように対応するためである。
- 「その他市長が定める場所」とは、上越市立高田図書館、直江津学びの交流館、上越市市民プラザ、上越市教育プラザのほか施設の利用状況等を勘案して定める市の施設をいう。
- 市長等は、計画等の案の公表されている施設に直接赴くことができなかつたり、市のホームページを見ることのできない高齢者や障害のある人などに対しては、計画等の案や資料の提供に配慮するものとする。

### (第2項)

- この項は、市長等が第1項の公表を行う場合に、当該公表を行うことを広く市民に周知することを義務付けるものである。
- パブリックコメントの実施に関する情報の提供は、広報上越、コミュニティFMラジオ放送、報道機関への情報提供、市のホームページなどで行うこととする。

### (運用状況の公表)

**第9条 市長は、毎年度2回、この条例の運用状況を取りまとめ、広報その他適当な方法により公表しなければならない。**

## 【趣旨】

- この条は、毎年度2回、パブリックコメントの運用状況を公表する市長の義務を明らかにするものである。

## 【解釈・運用】

- 市長等は、第7条の規定によりパブリックコメントを実施した結果等をその都度公表

するものであるが、それとは別に各年度の上半期と下半期に実施したパブリックコメントについて、それぞれ次の項目を取りまとめて、市民に公表するものである。

- (1) パブリックコメントを実施した案件名
  - (2) パブリックコメントを実施した期間
  - (3) 意見を提出した人数及び提出された意見数
  - (4) 意見を受けて案を修正した件数
  - (5) パブリックコメントを実施しなかった案件名及びその理由
- 運用状況の公表は、広報上越や市のホームページで行うものとする。

#### **(委任)**

**第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。**

#### **【趣旨】**

- この条は、この条例に定めるもののほか必要な事項については、市長等が別に定めることを明らかにするものである。

#### **【解釈・運用】**

- パブリックコメントの運用に関し必要な事項については、執行機関によって取扱いが異なることのないよう、市長がマニュアル等を定め、他の執行機関は、市長が定める運用方法に準じてパブリックコメントを運用するものである。

#### **附 則**

**この条例は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公表される第3条第1項各号に掲げる計画等の案について適用する。**

#### **【趣旨】**

- 附則は、この条例の施行期日及び適用区分を定めるものである。

#### **【解釈・運用】**

- この条例の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。
- この条例の規定は、平成21年4月1日以後に公表される計画等の案について適用し、同年3月31日までに公表された計画等の案については、これまでの要綱の適用を受けるものである。

## ※参考法令等

### 第1条関係

#### ○上越市自治基本条例第22条

(パブリックコメント)

第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。

- 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
- 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

### 第2条関係

#### ○上越市自治基本条例第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。
- (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。
  - ア 市の区域内に居住する個人
  - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
  - エ 市の区域内に存する学校に在学する個人
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。

### 第3条関係

#### ○地方自治法第74条第1項

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

### 第7条関係

#### ○上越市情報公開条例第6条

##### （情報の公開義務）

第6条 実施機関は、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、当該公開請求に係る情報が次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該情報の公開をしなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「個人情報」という。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名の情報（情報の公開をすることにより当該公務員等の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。）

エ 予算（交際費、旅費、食糧費及び政務調査費に限る。）の執行に関する情報に含まれる個人の職及び氏名の情報（情報の公開をすることにより当該個人の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。）

オ 実施機関が情報の公開を必要と認めて、本人からその承諾を得た個人情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、情報の公開をすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法人等又は事業を営む個人の行為によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報
  - イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から市民の生活を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報
- (4) 市の機関（上越市土地開発公社を含む。以下同じ。）内部若しくは市の機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社（上越市土地開発公社を除く。）をいう。以下同じ。）の機関との間における意思形成過程の情報で、情報の公開をすることにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 立入り、検査、監査等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の関係資料、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、用地買収計画等市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、情報の公開をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるもの
- (6) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、情報の公開をすることにより国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (7) 情報の公開をすることにより人の生命又は身体の保護、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報